

＜平成27年度 全国知的障害関係施設長等会議＞

第3分科会 シンポジウム

地域から必要とされる社会福祉法人経営とは！

～果たすべきもの・担うべきもの～

2015年6月30日

厚生労働省「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」構成員
全国社会福祉法人経営者協議会 制度・政策委員会 作業委員

(福)堺暁福社会 理事 宮田 裕司



明治期の児童保護施設（岡山孤児院） 日本で最初の孤児院である岡山孤児院は明治39年の開設時には1,200名の孤児を養育したという。創設者の石井十次は孤児院開設当時の日記に「孤児のため命を懸けて働く、永久の闘いにつくまで」と記している。[写真：社会福祉社本人 石井記念友愛社]



1923 関東大震災の発生 大正12年9月1日に発生した関東大震災は、死者約9万9,000人、負傷者約10万3,000人、行方不明者約4万3,000人という未曾有の被害をもたらした。当時の東京府、神奈川県を中心とした被災地では社会事業団体等も大きな被害を受け、被災者の支援のために社会事業の役割はそれまで以上に大きなものとなった。とくに社会事業協会（中央慈善協会から改称）では、災害直後から被災者の救済活動や、全国から寄せられる救済物資の分配業務などに対応した。写真は東京上野に集まった避難民。[写真：毎日新聞社]



新聞売りで生活する戦災孤児

戦災孤児や避難先孤児のなかには街頭で浮浪するものも少なくなかった。昭和22年5月の厚生省調査では、緊急に保護することが必要であると認められた孤児は、全国で約1万2,700人と推計された。[写真：『厚生省五十年史』、厚生労働省研究会]



戦後の社会福祉施設

戦災を免れ残存する施設も物資の欠乏や労働能力を喪失に、さびめて厳しい経営状態に陥っていた。写真は、乾燥した野草を石臼で粉にして食料とする生活が続いた都市の児童養護施設。

○戦後の社会福祉制度等の変遷

1.福祉三法体制(戦後急増した貧困対策)

1945年8月15日終戦

1947年5月3日新憲法施行

1948年1月1日児童福祉法施行○

1950年4月1日身体障害者福祉法施行○

1950年5月4日生活保護法施行○

1951年6月1日**社会福祉事業法施行(社会福祉法人制度創設)**

1952年4月28日平和条約発効(GHQ撤収)

2.福祉六法体制(福祉拡充期)

1960年4月1日知的障害者福祉法施行☆

1961年4月1日皆保険・皆年金成立

1963年8月1日老人福祉法施行☆

1964年7月1日母子及び寡婦福祉法施行☆

1971年「社会福祉施設緊急整備5か年計画」

社会福祉法人制度の創設

(昭和26年)

民間社会福祉事業の経営主体の財産的基礎の充実をねらい、社会福祉事業の公益性と純粋性を確保することで、社会福祉事業に対する社会的信用の回復を図ったこと。

また、経営基礎の確実なもの、事業成績の優良なものだけを社会福祉法人として認可することによって、他の一般の経営主体との間に一線を画そうとしたこと。

社会福祉事業法は、第5条（経営の準則）において、公私分離の原則をかかげて社会福祉事業に関する公私の責任を明確にし、国および地方公共団体は、社会福祉法人など民間の社会福祉事業経営者に対し、その自主性を尊重し、不当な関与を行ってはならないとしたこと。また、特定の個人による独断専制を防ぐため、社会福祉法人は3人以上の理事の合議によって、管理・運営されることとされ、役員と同族支配も排除されたこと。

社会福祉法人に対する国または地方公共団体の助成の道を開いたこと。

(引用元:『時の法令』402号、1961年、朝陽会、P2、P3)

※機関委任事務としての措置制度が確立

○戦後の社会福祉制度等の変遷

3.福祉見直し期

- 1974年 第一次オイルショック 戦後初めてのマイナス成長(高度経済成長の終焉)
- 1981年 第二次臨時行政調査会「社会福祉を含む行財政改革」を提言

4.改革期

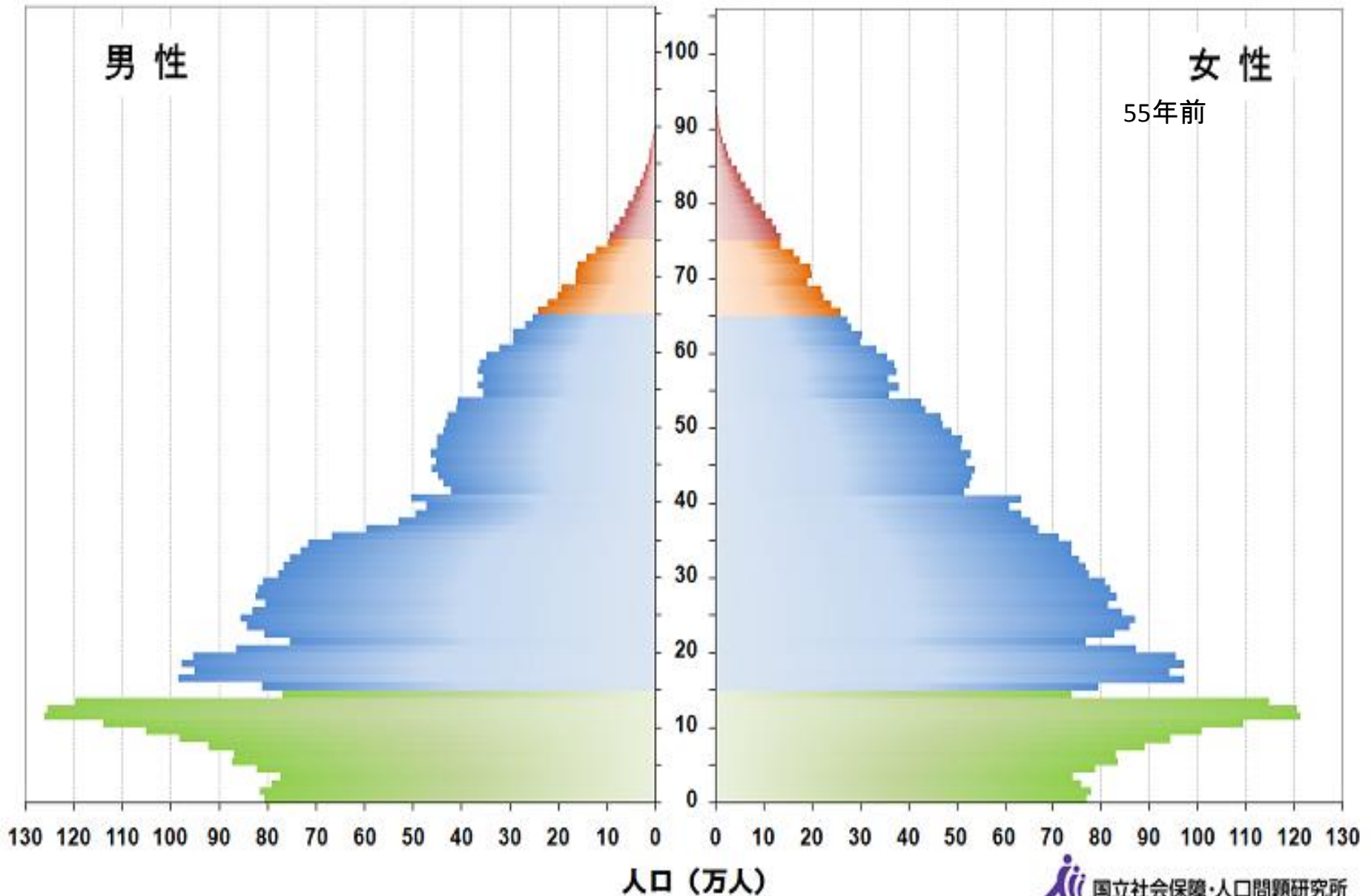
- 1989年 福祉関係三審議会合同企画分科会意見具申、ゴールドプラン策定
- 1990年 福祉八法改正(在宅福祉の推進、市町村への権限委譲、団体事務化)バブル崩壊
- 1994年 エンゼルプラン策定
- 1997年 児童福祉法改正(保育所措置制度から選択制度へ)、介護保険法成立
- ☆2000年 **改正社会福祉法施行(社会福祉基礎構造改革)**
介護保険法施行、地方分権一括法施行(自治事務、法定受諾事務)
- 2001年 省庁再編
- 2003年 **障害者支援費制度施行**
- 2006年 障害者自立支援法施行、認定子ども園制度施行、障害者権利条約国連で採択
- 2008年 新待機児童ゼロ作戦発表
- 2011年 社会保障と税の一体改革成案
- 2012年 1月「子ども子育て新システム」基本制度WTとりまとめ(総合子ども園)
- 2012年 **三党合意子ども子育て関連三法可決成立(衆6/26参8/10)(新認定こども園)**
- 2013年 社会保障制度改革国民会議報告書 社会保障4経費に子育て位置づけ
- 2013年 厚労省に「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」設置
- 2014年 厚労省が在り方検討会報告書をまとめ、障害者権利条約批准
- 2015年 2月12日社保審福祉部会報告書「社会福祉法人制度改革について」まとめる


1960年

男性

女性

55年前



 国立社会保障・人口問題研究所

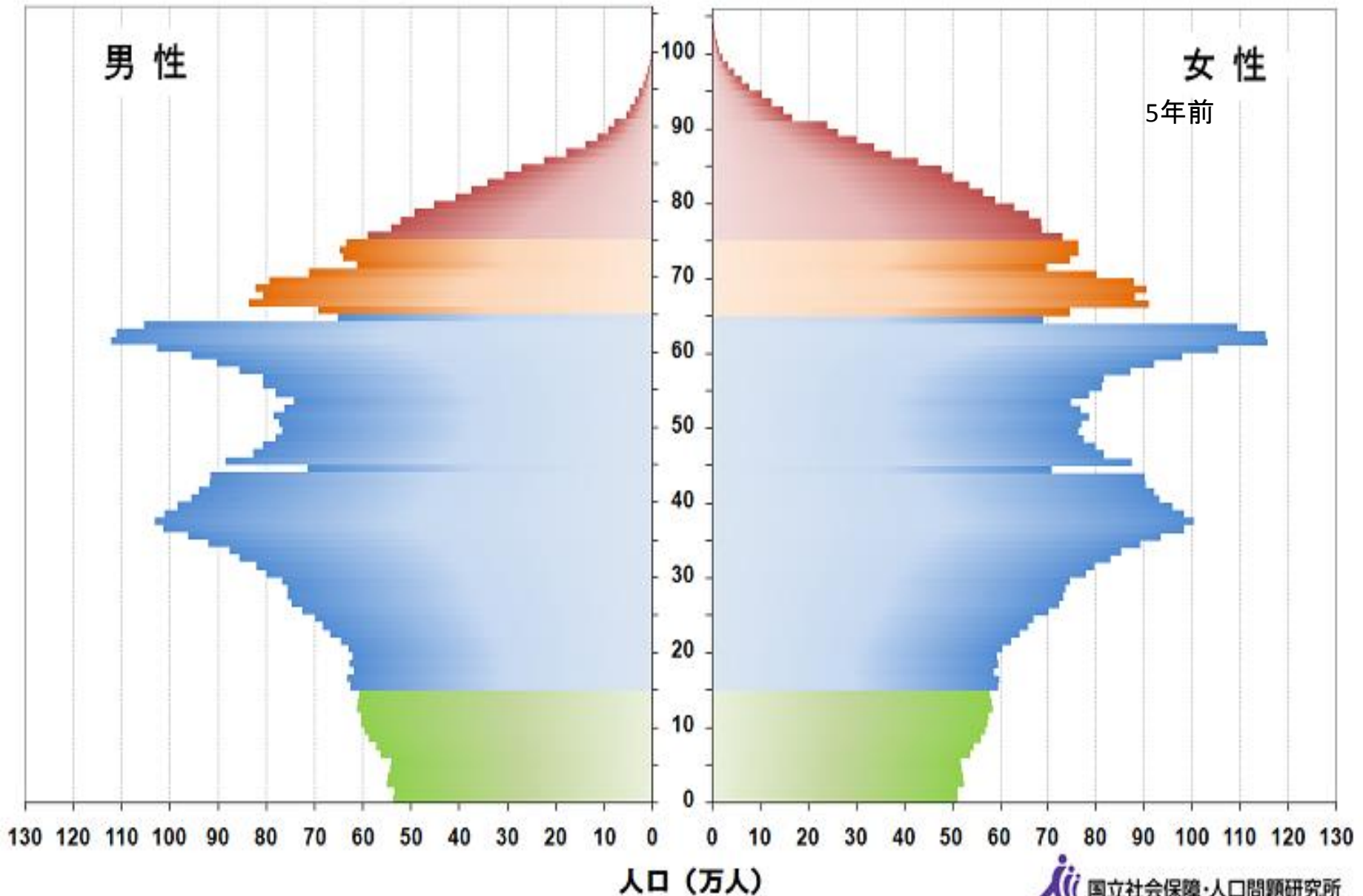
資料：1920～2010年：国勢調査、推計人口、2011年以降：「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」。

2010年

男性

女性

5年前

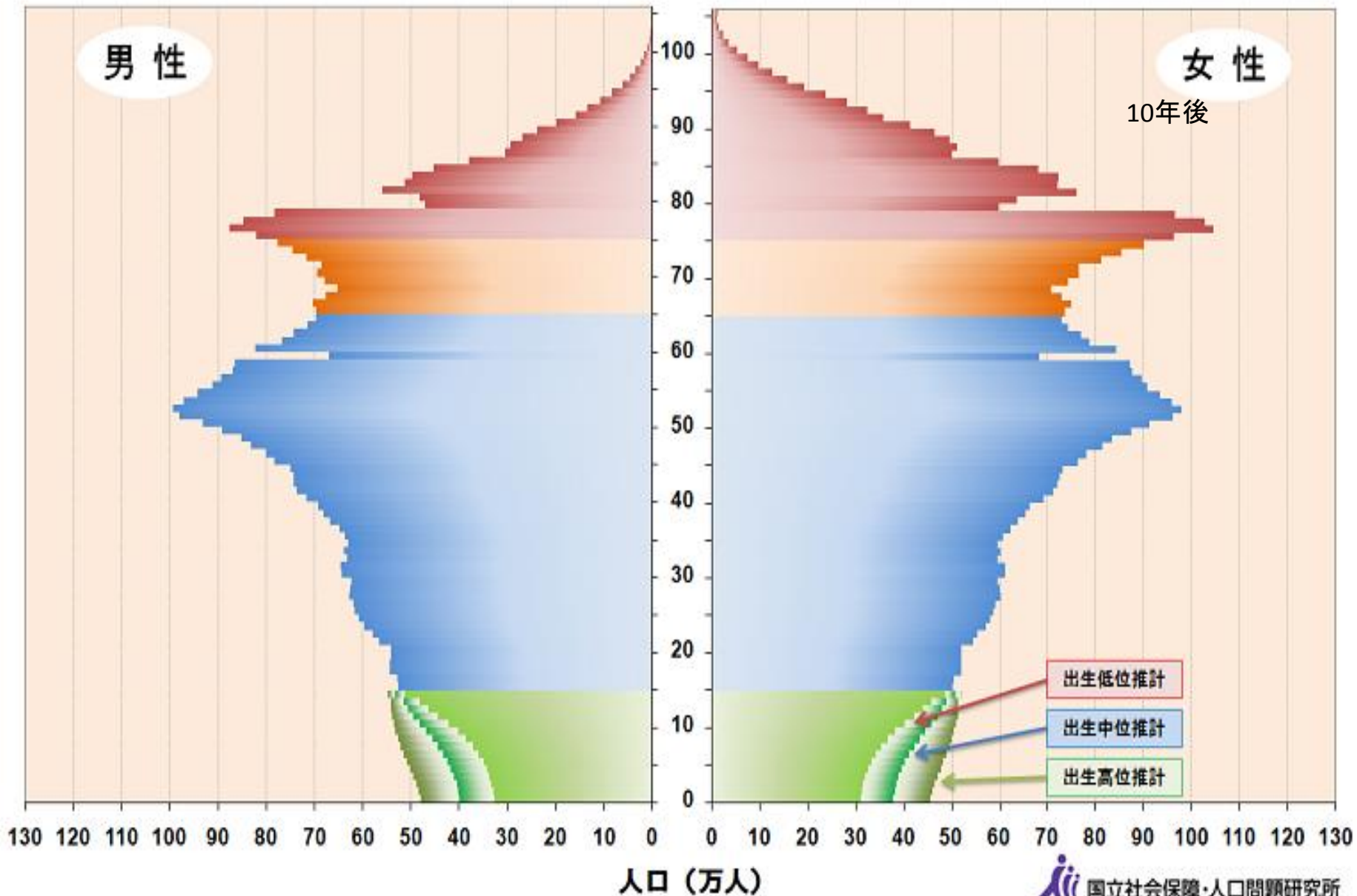


人口 (万人)

国立社会保障・人口問題研究所

資料：1920～2010年：国勢調査、推計人口、2011年以降：「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」。

2025年



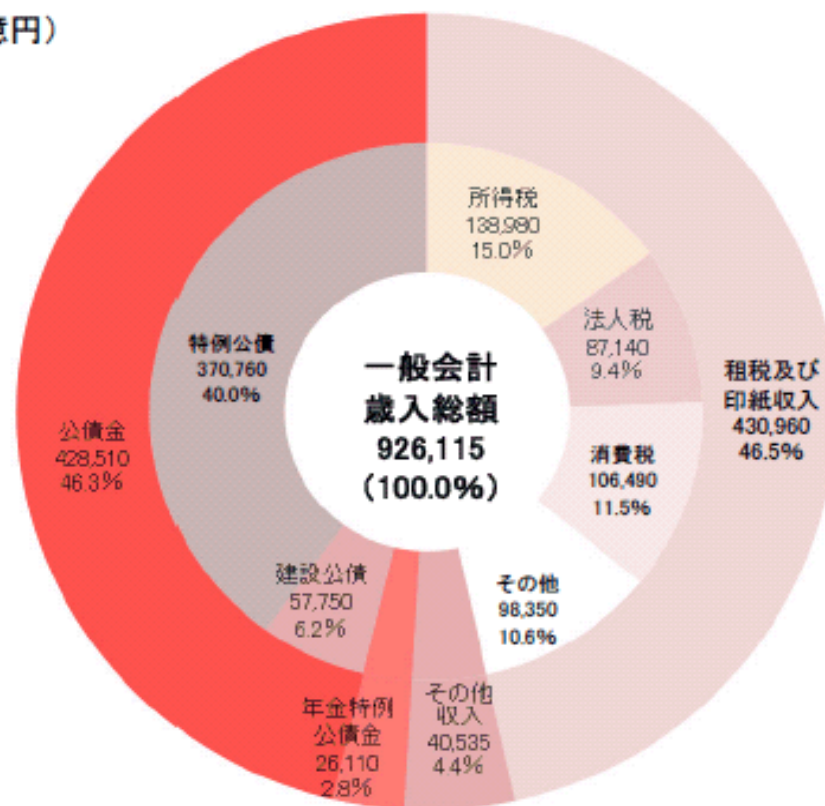
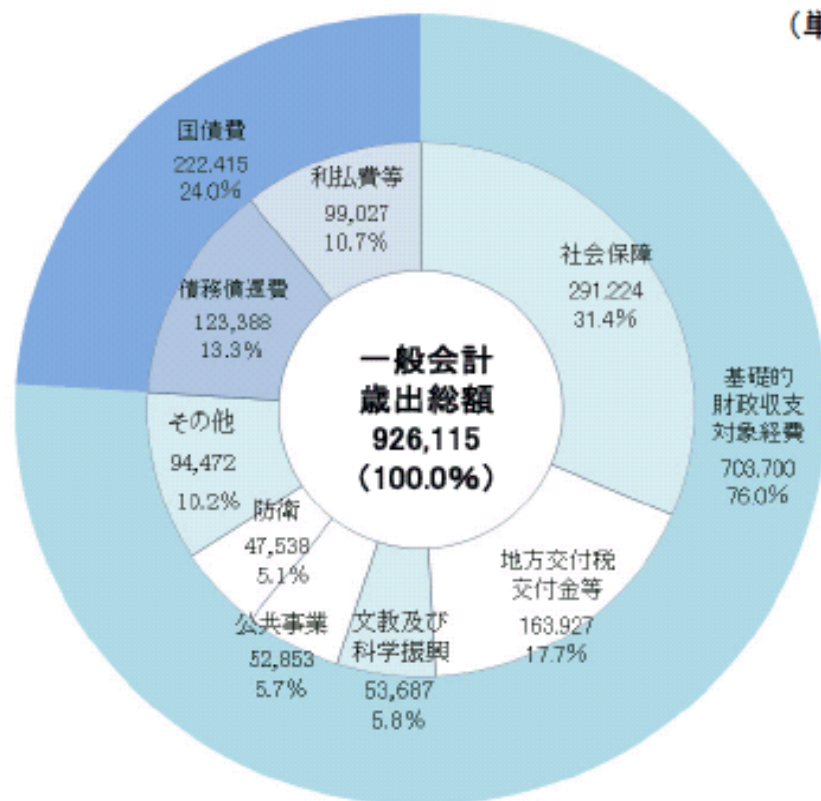
国立社会保障・人口問題研究所

資料：1920～2010年：国勢調査、推計人口、2011年以降：「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」。

平成25年度一般会計予算(平成25年5月15日成立)の概要

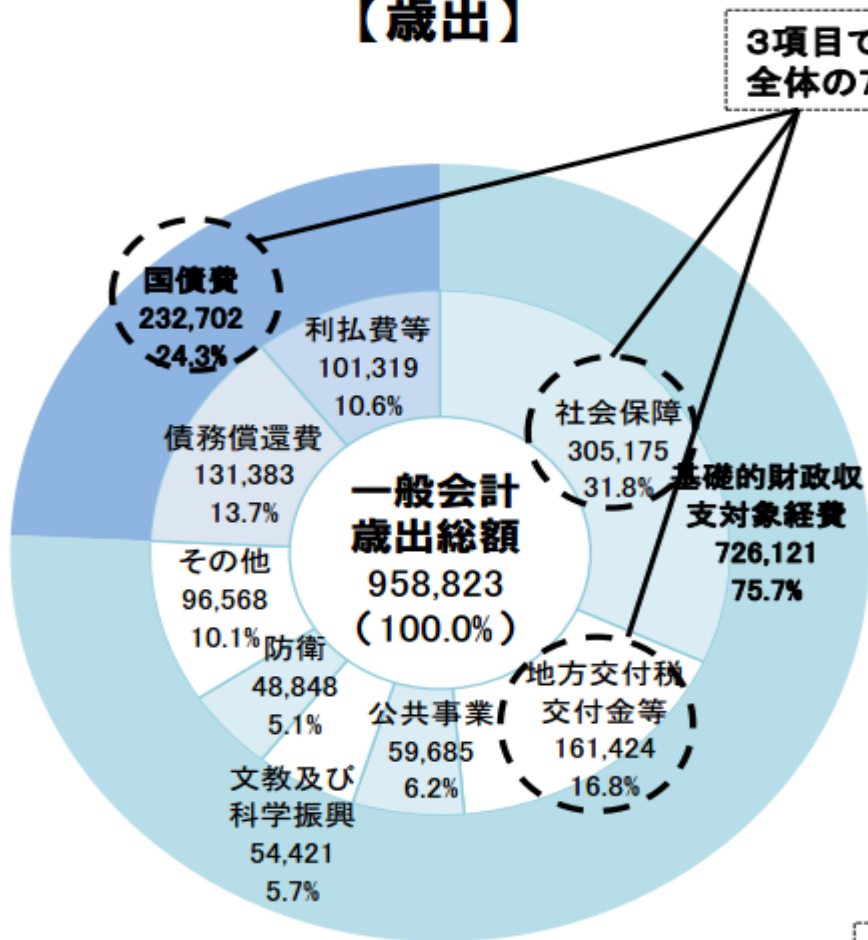
平成25年度一般会計予算は約92.6兆円ですが、このうち歳出についてみると、国債の元利払いに充てられる費用(国債費)と地方交付税交付金と社会保障関係費で、歳出全体の7割超を占めています。一方、歳入のうち税収は約43兆円であり、一般会計予算における歳入のうち、税収でまかなわれているのは約5割に満たず、5割弱は将来世代の負担となる借金(公債金収入)に依存しています。

(単位:億円)



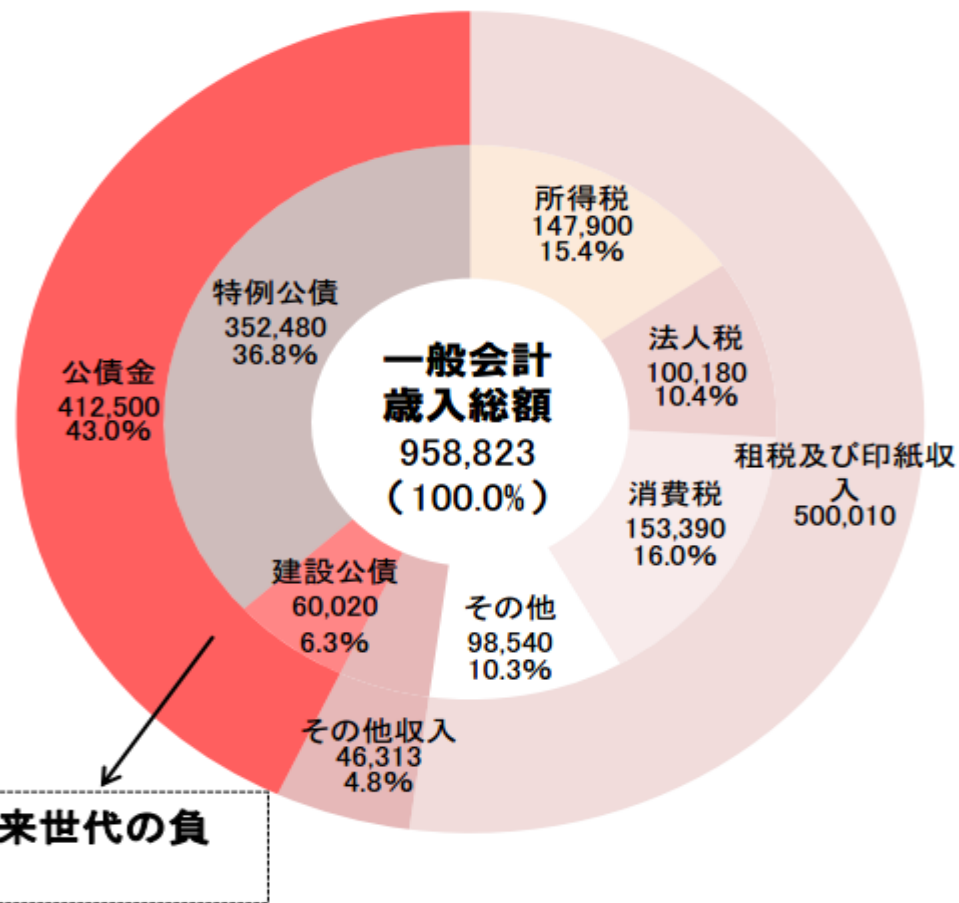
平成26年度一般会計予算

【歳出】



【歳入】

(単位:億円)



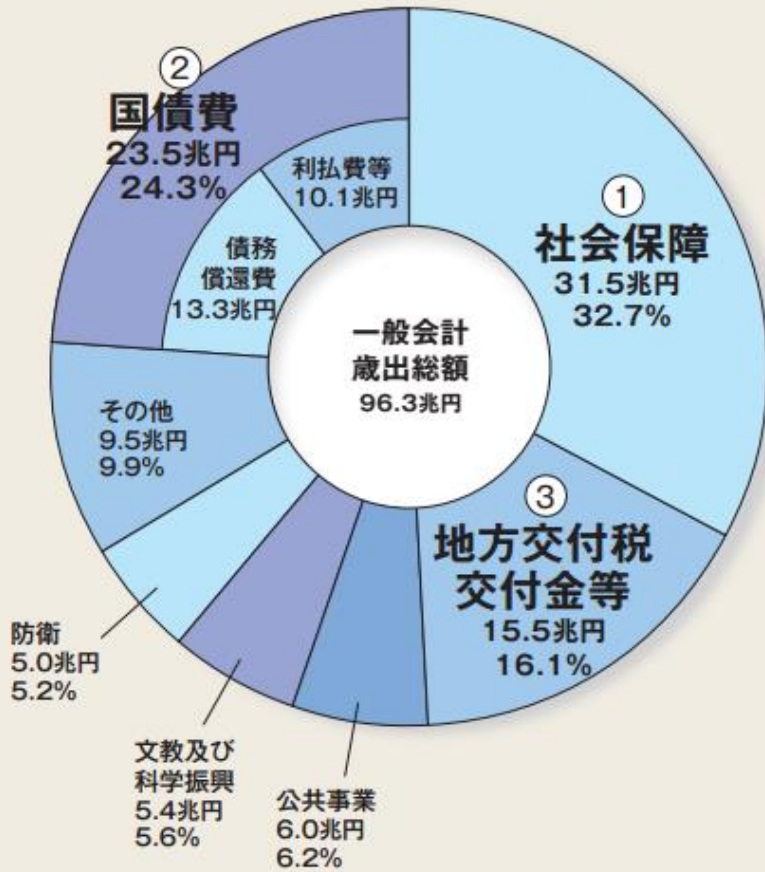
(注)一般歳出※における社会保障関係費の割合:54.0% ※一般歳出は、基礎的財政収支対象経費から地方交付税交付金等を除いたもの。

2020年までにプライマリーバランスの黒字化 支出総額958,823-国債費232,702=726,121
 この額を税収等の収入で賄うこと → これ以上借金を増やさない → 孫子にツケを回さない

平成27年度一般会計予算

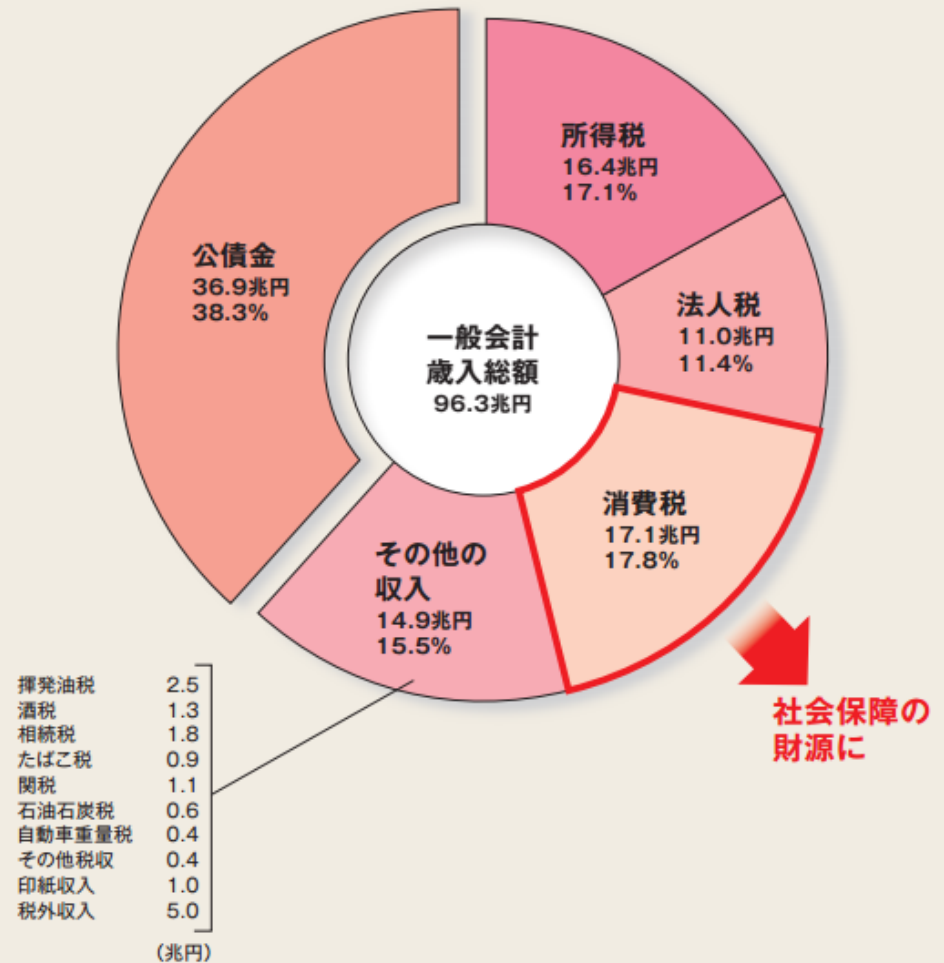
歳出

【 2015年度政府予算案 】



歳入

【 2015年度政府予算案 】



戦後日本社会と福祉需要の変化

- 産業構造 一次産業が過半
- 三大都市圏人口割合 約3割
- 同居率 約80%
- 平均寿命 約60歳
- 年間出生数 約260万人
- 国民意識 物の豊かさ

福祉需要

- ☆高齢者 一部の貧困層
- ☆児童 戦災孤児対策
- ☆障害 施設収容

- ・二次三次産業が9割以上
- ・約5割
- ・約50% (1995年データ)
- ・約80歳
- ・約100万人 (H22出生率1.39)
- ・心の豊かさ

- ・後期高齢者の増加により量の増加と質の高度化 (医療との連携)
- ・保育需要の増加と多様化に加えて不登校や虐待への対応
- ・ノーマライゼーションの理念の浸透により地域での自立生活支援

援助ニーズの二極化

☆ 普遍化した多くの従来型援助ニーズ

- 高齢化に伴う老人介護ニーズの増加
- ノーマライゼーションの普及による障がいを持つ人たちの介護ニーズの増加
- 女性の社会進出や家庭機能の変化による子育て支援ニーズの増加
- 措置制度で対応可能な援助ニーズ

⇒原則契約(一部措置)
制度で対応

☆ 排除・摩擦・孤立等、生活が困難になった人達の新たな援助ニーズ

- 路上死、ホームレス、孤独死年1300人超、公営住宅独居高齢者1/4、老老介護5割超、買い物難民
- ひきこもり、適応障害
- 児童・高齢者虐待、DV
- 中高年のリストラ・若年層の非正規雇用、結婚できない若者
- 貧困の連鎖、認知されない子ども
※H24年子どもの貧困率16.3%一人親世帯5割超
- 外国人、刑務所出所者等々・・・

⇒ソーシャルワークが必要

多様化、個別化、複雑化

15年前「社会福祉基礎構造改革」の基本的方向

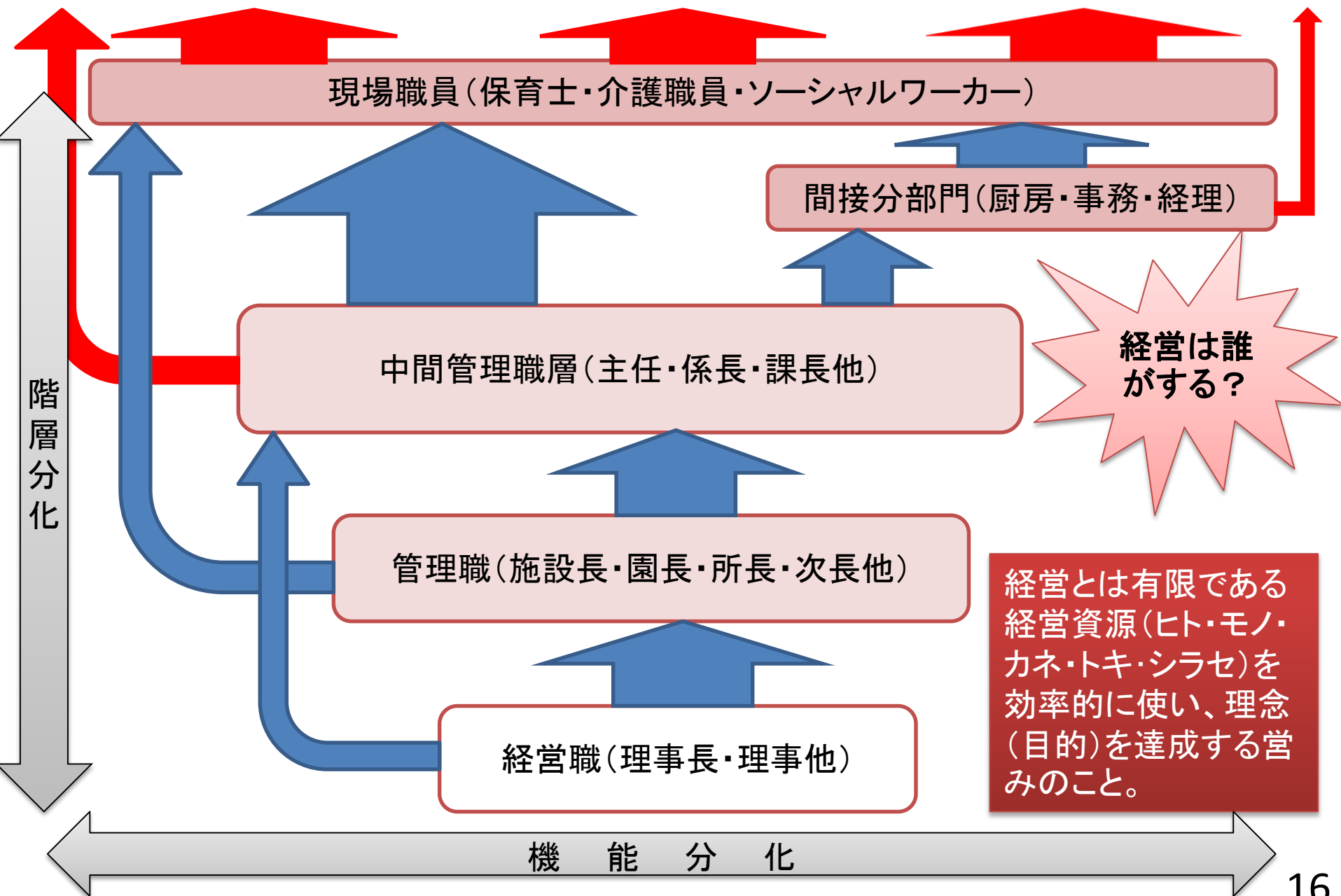
- ① サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立（措置から契約へ）
- ② 個人の多様な需要への地域での総合的な支援（ケアマネジメントの推進）
- ③ 幅広い需要に応える多様な主体の参入（供給量の確保）
- ④ 信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の確保（第三者評価の推進）
- ⑤ 情報公開による事業運営の透明性の確保
- ⑥ 増大する費用の公平かつ公正な負担
- ⑦ 住民の積極的な参加による福祉の文化の創造

15年前の社会福祉基礎構造改革が社会福祉法人にもたらした変化

○福祉の理念	○弱者救済	☆自立支援
○クライアント	○要保護者・要援護者	☆普遍化した利用者と多様な援助ニーズを持つ人
○行政との関係	○監督とプレーヤー	☆審判と自立したチーム
○公益性	○行政の代替事業としての独占	☆自らの実践で証明する必要
○非営利性	○行政による厳しい規制と監査	☆自ら律するガバナンスの必要
○援助方法	○施設利用者への処遇	☆制度に沿った援助とソーシャルワーク

求められる
法人経営

クライアント(介護の必要な人や家庭・保育の必要な人や家庭・多様な援助ニーズを抱える人)



経営管理の対象領域

ポジティブな問題

① 処置する問題
(定型業務) 日常業務

④ つくる問題
(チャレンジ課題) 環境変化で事業発展

現在の問題
(主にSDCAで管理)

外部環境変化(機会・脅威)

将来の問題
(主にPDCAで管理)

② 起こる問題
(未達業務、逸脱業務) 事故やケガ

③ さがす問題
(潜在問題) 環境変化で顕在化することは?

ネガティブな問題

社会福祉法人に対する指摘 1

☆内部留保についての指摘

- 2011,7,7日経朝刊 キヤノングローバル戦略研究所松山幸弘氏
黒字ため込む社会福祉法人 ～復興事業への拠出議論を～
- 2012,7,3財務省実態調査
特養一施設平均3.1億円 障害法人平均5.5億円
- 公益法人制度改革では、一部課税される一般財団法人でも評議員会は議決機関として必
置。医療分野では、持分権のない社会医療法人の創設。
- 「規制改革会議」において「本会議において委員全員で審議のうえ、早期の解決を目指す」
「最優先案件」として「保険外診療」と「農地関連規制の見直し」と並んで「介護・保育事業等
における経営主体間のイコールフットイング確立」「社会福祉法人・株式会社・NPOが同じ
土俵でサービスの質を高め合い、提供するための環境づくりを行う」とされた(平成25年7月
～)

社会福祉法人に対する指摘 2

- 日本再興戦略(成長戦略)(H25年6月14日閣議決定)において、「質の高い介護サービス等を安定的に供給するため、社会福祉法人の財務諸表の公表推進により透明性を高めるとともに、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築」を「実施する」とされた。
- 社会保障制度改革国民会議報告書において「子どもたちへの支援は、社会保障の持続可能性・経済成長を確かなものとし、日本社会の未来につながるもの。社会保障制度改革の基本。」とし、年金、医療、介護に加え、子ども子育て支援が社会保障の第4の分野に新たに位置づけられた。(H25年8月6日)
- 社会保障制度改革国民会議では「社会福祉法人こそ、経営の合理化、近代化が必要」であり、「非課税扱いとされているに相応しい、国家や地域への貢献が求められるべき」との指摘(H25年8月6日)

社会福祉法人に対する指摘 3

- 「規制改革実施計画」(H25年6月14日閣議決定)において、保育分野での個別措置事項として「社会福祉法人の経営情報の公表」や第三者評価受審の推進が盛り込まれた。
 - **全ての社会福祉法人について、H25年度分以降の財務諸表の公表を行う。**公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。【H25年中に結論を得て、H26年度当初から措置】
 - 保育所に対する第三者評価について、H25年度中に評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を行う。【H25年度措置】
 - 子ども子育て支援制度に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。【子ども子育て支援制度の施行までに検討・結論】
 - 保育所に対する第三者評価における受審コスト負担の在り方について、子ども子育て支援制度施行までに検討し、結論を得る。【子ども子育て支援制度の施行までに検討・結論】

○これらの指摘を受けて厚生労働省は平成25年9月「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」を立ち上げた。

☆規制改革会議(平成25年12月20日)

「介護・保育事業等における経営管理の強化と イコールフティング確立に関する論点整理」

○事業者のガバナンス

- ・財務諸表の情報開示
- ・補助金等の情報開示
- ・内部留保の明確化
- ・調達 of 公正性・妥当性の確保
- ・経営管理体制の強化
- ・所轄庁による指導・監督の強化

○経営主体間のイコールフティング(税制、特養等への参入)

「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットイング確立について」

大田弘子議長代理

- 「非営利法人と営利法人の役割は違うということで、以前は社会福祉法人というのは役割が違ったのだと思います。しかし、少なくとも介護と保育に関して、「ここは営利法人と非営利法人が」「同じサービスを提供する、競合するマーケットになりました。だから、私どもはイコルフットイングということを問題にしています。その観点でいいますと、**同じ」「サービスを提供しながら、なぜ社会福祉法人だけ法人税も固定資産税も非課税なのか。これが私には理解できません。」**

厚労省(古都審議官)

- 「保育所につきましては、既に営利法人の参入が可能となっておりますが、これについても運営費は同じでございますので、株式会社の保育所と社会福祉法人の保育所とでは運営費は同じだということになっております。」「今後」「社会福祉法人につきましては」「**地域のセーフティーネットとしての役割を適切に果たせるように、地域に不足しているサービスを担う、**」「**低所得者、重度介護者への重点的な対応をする。地域福祉の貢献などを義務付けるような必要な制度設計を行いたいと考えております。」**

大田弘子議長代理

- 「社会福祉法人」「は生活困窮者」「地域」の「社福にしかできない貢献をするのだ」という答えでしたけれども、それを**提供していない、あるいは提供していてもごく微々たるものしか提供していない社会福祉法人については今後撤退を命じていくおつもりなのか**どうかという、これが二番目の質問です。」

厚労省(古都審議官)

- 「地域貢献をどれだけやっているのか。すなわち、きちっと義務付けてやっていった場合に、それをやらないという場合は強い指導をしていきたいと思えます。最終的には解散命令もあり得るわけでございますので、今後世の中から見ても貢献していない、社会的な役割を果たしていないというものについては、まず指導を徹底していかなければいけないのですけれども、いきなり排除ということにはなりませんけれども、**最終的には撤退をしていただくということも考えております。**」

※「規制改革会議」は、内閣府設置法第37条第2項に基づき設置された審議会で、内閣総理大臣の諮問を受け、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制改革を進めるための調査審議を行い、内閣総理大臣へ意見を述べることを主要な任務として、平成25年1月23日に設置された。

社会福祉法人と株式会社の違い

	社会福祉法人	株式会社
法人制度上の目的	適切な社会福祉事業の実施	利益の最大化(株主への配当)
利益の必要性	有(手段)	有(目的)
事業の公益性	有	有(交通電力等)
所有者(オーナー)	無(国民)	株主
残余財産の帰属先	社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者 上記によらない場合は国庫	株主
税制	社会福祉事業は非課税	課税(納税で社会に貢献)
資金調達	寄付・借入・補助金	出資・借入
非営利性	有(法人の利益が特定の個人に帰属しないこと)	無
助成等	施設整備、退職共済	無
経営の必要性	有 有限である経営資源(ヒト・モノ・カネ・トキ・シラセ)を効率的に使い、理念(目的)を達成する営みのこと。	有

「介護・保育事業における経営管理の強化とイコールフットイング確立に関する意見」

規制改革会議（H26年6月24日閣議決定）

1. 事業者のガバナンス

- (1) 財務諸表の情報開示
- (2) 補助金等の情報開示
- (3) 役員報酬等の開示
- (4) 内部留保の明確化
- (5) 調達の公正性・妥当性の確保
- (6) 経営管理体制の強化

（介護・保育分野について第三者評価受審率数値目標を策定）

- (7) 所轄庁による指導・監督の強化

2. 経営主体間のイコールフットイング

- (1) 多様な経営主体によるサービスの提供
- (2) 補助金の実態把握と地方公共団体への要請
- (3) **社会貢献活動の義務化**

※税制については触れず

「社会福祉法人の在り方について」

社会福祉法人の在り方等に関する検討会 報告書 平成26年7月4日

はじめに

第1部 社会福祉法人の概要

第2部 社会福祉法人を取り巻く状況の変化

1. 社会情勢・地域の変化
2. 社会福祉制度の変化
3. 公益法人制度の変化
4. 最近の社会福祉法人に対する主な指摘

第3部 社会福祉法人の課題

第4部 社会福祉法人の今日的な役割

1. 社会福祉制度のセーフティネットとしての役割
2. 措置事業を実施する役割
3. 地域における公益法人としての役割の再認識

第5部 社会福祉法人制度見直しにおける論点

1. **地域における公益的な活動の推進**
2. 法人組織の体制強化
3. 法人の規模拡大・協働化
4. 法人運営の透明性の確保
5. 法人の監督の見直し

おわりに

課税をめぐる動き

☆平成26年5月10日(土)毎日新聞朝刊 4面

「社会福祉法人 課税強化を」 政府税調 法人減税の財源確保

政府税制調査会(首相の諮問機関)の法人課税検討グループ(大田弘子座長)は9日の会合で、特例で法人税が課税されていない社会福祉法人の介護事業について、民間事業者との競争条件を公平にするため、非課税措置を見直すべきだとの意見で一致した。月内にまとめる予定の法人税改革の報告書に盛り込む。法人実効税率引き下げの財源にしたい考えだが、関係者の反発は必至で、見直しは曲折が予想される。出席者からは「民業圧迫にならないよう課税強化はやむを得ない」などの声が相次いだ。

☆平成26年5月9日 朝日新聞の連載が始まる(「報われぬ国」第2部では、社会福祉法人の実態を通じて、<福祉利権>の闇を追います。)

☆平成26年6月 公正取引委員会が「保育分野に関する調査報告書について」において、社会福祉法人に対する税制上の優遇措置の検討を行うことが求められると指摘

政府税調の社会福祉法人に関する主な論点

【公益法人等関係】

1. 介護事業と保育事業は、多様な主体が競合して実施している。特に介護事業は、法人税法上は収益事業とされているものの、社会福祉法人等が実施する場合は特例として収益事業から除外されている。この特例を経営形態間のイコールフッティングの観点から見直すべきではないか

2. サービス提供主体の多様化や市場の変化も踏まえ、公益法人等や協同組合等に対する課税について、上記以外の優遇税制全体についても、抜本的な見直しに着手すべきではないか

※第5回 法人課税ディスカッショングループ(2014年5月9日)資料

2014.6.27 税制調査会 「法人税の改革について」提出

①「収益事業の範囲であっても、特定の事業者が行う場合には非課税とされている事業」「(例えば社会福祉法人が実施する介護事業)」「について見直しが必要である」

②「収益事業の規定方法」を「現行の限定列挙方式ではなく、対価を得て行う事業は原則課税と」する「ような方向での見直しを検討すべき」

社会福祉法人に対する法人税の取り扱い

法人税法

(内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税)

第七条 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち**収益事業から生じた所得以外**の所得については、第五条(内国法人の課税所得の範囲)の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

○公益法人の行う収益事業から生じた所得は課税

法人税法施行令

(収益事業の範囲)

第五条 法第二条第十三号(収益事業の意義)に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業(その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。)とする。

二十九 医療保健業(財務省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。)のうち次に掲げるもの**以外**のもの

□ **社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人が行う医療保健業**

○医療保健業は収益事業である。→○介護サービス事業、自立支援法のサービスは医療保険業である。→○法令上原則課税である。しかし、○社会福祉法人が行う医療保健業は収益事業から政令で除外されているので、非課税となっている。(□が外れれば法人税課税となる)

☆課税される事業の用に供する資産は、

地方税法で資産課税されるのは必然

「中小など課税強化先送り 政府、社会福祉法人も断念」

政府は社会福祉法人や中小企業の課税強化を先送りする方針だ。財務省が法人実効税率の引き下げの代替財源にするため検討を進めてきたが、反発が強く断念する。来年度の法人実効税率下げは赤字大企業への負担増などでまかなう。

介護分野などでは企業の参入が進んでいる。税の公平性がゆがんでいるとして課税強化を求める声が出ていたが、社会福祉法人は与野党を問わず支持母体になっており政治的な反発が強い。2015年度税制改正議論では見送ることにした。

平成27年度税制改正大綱

平成26年12月30日 自由民主党・公明党

「公益法人等については、非収益事業について民間競合が生じていないか、収益事業への課税において軽減税率とみなし寄付金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、その課税のあり方について引き続き検討を行う」

社会保障審議会福祉部会 委員名簿

氏名	所属・役職
石橋 真二	公益社団法人日本介護福祉士会会長
猪熊 律子	株式会社読売新聞東京本社社会保障部次長
鎌倉 英克	公益社団法人日本社会福祉士会会長
川井 加子	桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授
黒岩 祐治	全国知事会社会保障常任委員会委員（神奈川県知事）
小林 俊光	公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会会長
関川 孝芳	公立大学法人大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授
高橋 治英	社会福祉法人日本保育協会保育問題検討委員会委員長
高橋 太郎	全国福祉高等学校長会理事長
武居 敏	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会福祉法人経営者協議会副会長
橋本 文也	公益財団法人日本知的障害者福祉協会会長
※ 田中 滋	慶應義塾大学名誉教授
対馬 徳昭	つしま医療福祉グループ代表
花井 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
福間 勉	公益社団法人全国老人福祉施設協議会参事
藤井 賢一郎	上智大学総合人間科学部准教授
藤野 興一	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会会長
堀田 聡子	独立行政法人労働政策研究・研修機構研究員
※ 松原 由美	株式会社明治安田生活福祉研究所主席研究員
松山 幸弘	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所研究主幹
宮本 みち子	放送大学副学長
※ 三好 昇	全国市長会社会文教委員会副委員長（江別市長）
柳川 純一	日本商工会議所社会保障専門委員会委員 （ダイヤル・サービス株式会社 シニアマネージャー）

（平成26年8月27日現在、五十音順、敬称略）

※：社会保障審議会委員

社会保障審議会福祉部会における検討状況

「社会福祉法人制度の見直しに関する論点」 H26年8月27日～H27年2月12日 計14回

検討事項	論点
■社会福祉法人制度の意義	
■経営組織の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 理事・理事長・理事会の位置付け・権限・責任 ● 評議員・評議員会の位置付け・権限・責任 ● 監事の位置付け・権限・責任 ● 会計監査人による財務監査 <p style="text-align: right;">等</p>
■業務運営・財務運営の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人が担う事業の範囲と位置付け(「社会貢献活動」含む) ● 業務運営の規律 ● 財務運営の規律(いわゆる内部留保の明確化と再投資の在り方を含む) ● 経営力向上の方策 <p style="text-align: right;">等</p>
■運営の透明性の確保の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 財務諸表、活動状況、経理状況(役員報酬、調達等)の公表 ● 都道府県、国における情報集約と公表 <p style="text-align: right;">等</p>
■法人の連携・協働等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の再編等の仕組み ● 複数法人による協働の仕組み <p style="text-align: right;">等</p>
■行政の関与の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な運営を確保するための指導監督 ● 法人の育成の観点からの指導監督 ● 国、都道府県、市の役割と位置付け <p style="text-align: right;">等</p>
■他制度における社会福祉法人の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉施設職員等退職手当共済 <p style="text-align: right;">等</p>
■その他	

☆「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が平成27年4月3日(金)閣議決定され、第189回国会に提出された。

いま社会福祉法人として自主的にやるべきこと

1. 情報公開の推進

- 財務情報にとどまらず、積極的に制度外事業への取り組みや経営情報(事業・財務計画、役員名簿等)を様々な方法で公開し、国民の理解と信頼を得る
- 全国経営協のウェブサイトで会員法人の情報公開ページを設置し、公開を推進しているところ 100%目指す!

2. 評議員会の設置促進

- 設置義務がない法人も評議員会を設置し、組織統治機能を強化する

3. 福祉サービス第三者評価の受審促進

- 第三者評価の積極的な受審により、自主的なサービスの質の向上を図る

4. 苦情解決第三者委員の設置促進

- 苦情解決体制は概ね整っているが、第三者委員が設置されていない法人が半数近いので、設置を促進し、より適切な苦情解決に努め、信頼性の確保を図る

5. 外部監査の活用

- 規模の大きい法人については公認会計士等による外部監査の活用でより以上の透明性の確保を図る

- **取り組みの積極的な見せる化を推進 味方を作る**
奥ゆかしさは美德ではなく弱み 公費で経営している主体としての説明責任を果たす

☆ 困難ケースを排除しない

制度にのらない(対価性の少ない)援助ニーズに積極的に応える

社会福祉法人間の連携で地域の援助ニーズを面で支える

都府県単位で行う社会福祉法人の社会貢献事業

都府県	事業名	開始時期	事業概要・特徴
大阪府	生活困窮者 レスキュー事業	2004年4月	府社協老人施設部会が事業開始。2015年4月より「オール大阪」で実施。
神奈川県	神奈川ライフ サポート事業	2013年8月	2014年度の参加は45法人。CSWの委嘱者数88人。企業に寄付を呼びかける予定。
埼玉県	彩の国あんしんセーフティーネット 事業	2014年9月	参加法人132(全種別)。県内に4つの事業拠点を設け、社会貢献支援員配置。
東京都	東京きずな事業	2015年4月	全種別参加。選任の社会貢献支援員を10～20人配置。

※その他、熊本県、京都府、滋賀県、兵庫県、静岡県等も準備中或いは実施。いずれも第2種社会福祉事業として定款に位置付けることで、地方行政の協力を得る。

地域福祉の推進

社会福祉法第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、**地域福祉の推進に努めなければならない。**

社会福祉法人が取り組むべき事業領域と体制

社会福祉法（経営の原則）

第二十四条 社会福祉法人は、

社会福祉事業の主たる担い手として

ふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に**行う**

ため、自主的にその

経営基盤の強化を図るとともに、その提供する

福祉サービスの質の向上及び

事業経営の透明性の確保を図らなければなら

ない

☆ 本来やるべきことをきちんとしましょう！

